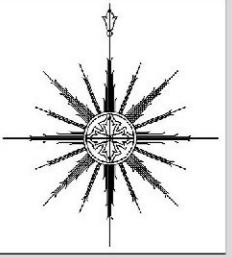


洲本川水系洲本川他 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



説明文

(1) この回は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。))浸水した場合に想定される水深を示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づく洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域に浸水した場合、想定される水深も表示しております。

(2) この洪水浸水想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。

(3) なお、このシミュレーションにおいては、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川以外の河川」の氾濫、氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2. 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県
(2) 指定年月日 令和元年 月 日
(3) 指定の根拠法令 総合治水条例第38条第1項
(4) 条例指定河川 洲本川水系鮎屋川、初尾川、奥畠川、美川、千草川、樋戸野川、猪鼻川、竹原川(公表県民局:淡路県民局)
(5) 水防法指定河川 洲本川水系洲本川
(6) 關係市町 洲本市、南あわじ市
(7) その他の計算条件等(※1)
① この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間に於いては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
③ 泛濫計算対象区域を2.5mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量より求めた平均地盤高を用いています。このため敷地面積による影響が表れていない場合があります。
④ 泛水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図化しています。また、浸水深は25mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差引いたものを最大浸水深として示しています。

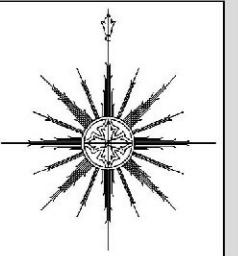
この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。(承認番号 令元情使、第352号)

※A1出力時:1/20000, A3出力時:1/40000



0 0.5 1 1.5 2 km

洲本川水系洲本川他 洪水浸水想定区域図(想定最大規模)_1/2



1 説明文
 (1)の区は、「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域。以下、「洪水浸水想定区域」といいます。浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、区画には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「2基本事項等」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深も表示しています。
 (2)この洪水浸水想定区域は、公表時点の「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
 (3)なお、このシミュレーションによっては「2基本事項等」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫、シミュレーションの前提となる送風を超える降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に示されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等
 (1)作成主体 兵庫県
 (2)指定年月日 令和元年 1月 日
 (3)指定の根拠法令 総合治水条例 第30条第1項
 (4)条例指定河川 洲本川水系鶴屋川、初尾川、奥畠川、糞川、千草川、隨戸野川、猪鼻川、竹原川(公表県民局 淡路県民局)
 (5)水防法指定河川 洲本川水系洲本川
 (6)関係市町 洲本市、南あわじ市
 (7)その他の計算条件等(※1)
 ①この図は「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で溢水・越水・破堤した場合の洪水浸水想定区域を図示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が溢水・越水・破堤した場合の浸水状況は図示していません。
 ②この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の堤防を有する区間ににおいては、危険となる位置に達した時点で破堤させ、堤防が無い区間ににおいては溢水させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。
 ③氾濫計算は对象区域を25mのメッシュで分割して、これを1単位として計算しており、また計算メッシュの地盤高は航空レーベルより求めた平均地盤高を使用しています。これが地形による影響が表れていない場合があります。
 ④洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連結性や、遮絶壁土構造物・道路や鉄道等の盛土を考慮して区画化しています。また、浸水深は5mメッシュで計算した最大浸水位から、5mメッシュの地盤高を差引いたものを最大浸水深として固めています。

